【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年５月28日
【会社名】	株式会社ブロッコリー
【英訳名】	BROCCOLI Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　高　橋　善　之
【本店の所在の場所】	東京都練馬区豊玉北五丁目14番６号
【電話番号】	03-5946-2811
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長　渡　邉　朋　浩
【最寄りの連絡場所】	東京都練馬区豊玉北五丁目14番６号
【電話番号】	03-6685-1366
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長　渡　邉　朋　浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、平成30年５月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年５月25日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金５円50銭　　総額240,552,873円

内訳は、普通配当４円00銭、記念配当１円50銭であります。

ロ 効力発生日

平成30年５月28日

第２号議案 株式併合の件

イ 併合する株式の種類

普通株式

ロ 併合の割合

平成30年９月１日をもって、同年８月31日最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式について、５株を１株の割合で併合いたします。

なお、併合の結果、１株未満の端数が生じた場合、会社法第235条の定めに基づき、当社が一括して処分し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。

ハ 効力発生日

平成30年９月１日

ニ 効力発生日における発行可能株式総数

20,000,000株

第３号議案 定款一部変更の件

イ 定款第５条に定める発行可能株式総数を第２号議案における併合の割合に応じて100,000,000株から20,000,000株に変更いたします。

ロ 定款第７条に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

ハ 責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役について、定款第32条第２項及び第43条第２項所要の変更を行います。

ニ 上記イ、ロの変更は、第２号議案に係る株式併合の効力発生日である平成30年９月１日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

第４号議案 取締役６名選任の件

取締役として、森田知治、内野秀紀、藤岡修、渡邉朋浩、原田憲、高橋善之の６名の選任をお願いするものであります。

第５号議案 監査役２名選任の件

監査役として、松本俊徳、水戸重之の両氏の選任をお願いするものであります。

第６号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役４名に対し、当事業年度の業績等を勘案して、総額29,000,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案 剰余金処分の件	20,850	1,047	0	(注) １	可決　95.21
第２号議案 株式併合の件	20,294	1,603	0	(注) ２	可決　92.67
第３号議案 定款一部変更の件	20,753	1,144	0	(注) ２	可決　94.77
第４号議案 取締役６名選任の件					
森田　知治	19,637	2,260	0		可決　89.67
内野　秀紀	20,519	1,378	0		可決　93.70
藤岡　修	20,511	1,386	0	(注) ３	可決　93.67
渡邉　朋浩	20,507	1,390	0		可決　93.65
原田　憲	20,495	1,402	0		可決　93.59
高橋　善之	20,738	1,159	0		可決　94.70
第５号議案 監査役２名選任の件					
松本　俊徳	20,750	1,147	0	(注) ３	可決　94.76
水戸　重之	20,838	1,059	0		可決　95.16
第６号議案 役員賞与支給の件	19,261	2,636	0	(注) １	可決　87.96

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成による。
３．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。